# 茨木市環境基本計画（案）　施策体系

## 現行推進状況および課題

### ＜良好な地域環境の確保＞

・概ね環境基準（大気、水、土壌、騒音等）は達成しており、人体や生活環境への大きな被害となる事例は発生していない。
・都市生活型（路上喫煙・犬のふん）の問題やヒートアイランド現象への対策が課題。
・ライフサイエンス系施設との協定等の継続、災害時の対応のための化学物質管理等についての横断的な仕組みの検討が課題。（既に各担当では把握）

清らかな空気・水・土をたもつ
・大気環境の保全
・水環境の保全
・土壌・地盤環境の保全

健康で快適な居住環境を守る
・騒音・振動の防止
・新たな環境リスクの未然防止
・都市化に伴う問題への対応

景観や文化遺産を大切に
・景観の保全と創造
・歴史的遺産・文化財の保存と活用

→ 景観に関しては景観計画へ
→ 都市美化
→ 文化財の動植物

### ＜人と自然との共生＞

・公園整備は進み、一人あたりの公園面積は増加傾向にある。今後は、公園に対する多様なニーズへの対応による質の向上や維持管理が課題。
・緑の基本計画（平成12年策定）については、現状を考慮し、改訂の必要あり。
・生態系の確保については、地域によっては生きものを知ってもらう取組がはじまる一方、市の専門となる部署がないため、横断的に対応できる仕組みづくりが課題。
・森林の整備については、ボランティアの育成と市民参加や企業参入による森づくりを推進しているが、農業従事者の高齢化等による放置森林の増加が懸念される。
・市民アンケートでは、「周辺環境の自然環境に関するふれあい」への満足度が低いことから地域の自然環境とのふれあいの場や地域の動植物の生息環境等に触れる取組も重要。

・動植物の生息・生育環境の保全と創造
・人と自然との豊かなふれあい
・身近なみどりや水辺の保全と創出

→ 公園に関する事項は一部、緑の基本計画に

→ ・生物多様性
・緑化の推進

### ＜循環型社会の構築＞

・これまで、一般廃棄物処理基本計画のもとに、家庭系、事業系とも各施策（資源物の分別収集や事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出等）を推進し、減量化・リサイクルの推進に取り組んできた。
・今後も、新たな分別区分（古布・化粧瓶等）や事業者とのパートナーシップによる減量化・再資源化を推進する必要がある。
・また、ごみ排出困難者への対応など新たな社会課題についても取組を行う必要がある。
・小型家電リサイクル法が施行されたことから、各種情勢をみながら検討が必要である。

・廃棄物の減量化・リサイクルの推進
・エネルギーの適正利用

→ エネルギーに関しては集約して低炭素社会の実現へ

### ＜地球環境の保全＞

・温室効果ガス排出量を部門別にみると、民生家庭部門、旅客部門における取組は一層の推進が必要。
・「エコオフィスプランいばらき」に基づき、率先して環境に配慮した取組を進め、公共施設、駐車場、街路灯へのＬＥＤ照明の導入などを実施。
・再生可能エネルギーの導入については、公共施設等に計画的に設置するとともに、各種補助制度（住宅用太陽光発電システム補助、省エネ・省ＣＯ２設備導入事業補助）を実施する等、一定の普及促進を達成。今後は新たな方策の検討が必要。
・市域では、一定規模の開発がまだ継続して予想されることから、低炭素建築物の推進や面的な対策も重要な課題。

・地球温暖化対策
・その他の地球環境問題への対応

→ オゾン層の破壊、酸性雨等は特に項目立てせず、大気環境の保全へ集約

→ 地球温暖化対策

### ＜市・市民・事業者の協働＞

・「茨木市環境教育ボランティア登録制度」や各種活動支援事業等を行い、環境市民講座や環境教育ボランティアによる講座等が実施されているが、小・中学生向け等さらなる環境教育・学習に関する取組が求められている。
・地域活動に根差した清掃活動等は着実に取組が進んでいる。
・各分野に横断的に関わる内容である。

・環境教育・環境学習の推進
・環境に配慮した具体的行動の促進

→ 中心となる取組として、各分野の項目に反映

分野ごとに４本柱を整理。

## 新計画での施策体系

### いごこちの良い生活環境をたもつ

○健康に過ごすことができる生活環境の保全
○新たな環境課題への対応
○快適環境の保全

＜ポイント＞
・大気、水、土壌、騒音等について、引き続き環境基準の達成に向けて取り組む。
・事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備を実施。
・化学物質の適正管理など新たな環境課題への対応を図る。
・ライフサイエンス系施設との環境保全協定により環境課題への対応を実施。
・快適に過ごせる生活環境（路上喫煙・犬のふん・ペットの適正飼育）の実現に向けて取り組む。
・環境美化活動の推進については、生活環境向上の視点から記載。
・景観については「景観計画」へ移行。

### バランスの取れた自然環境をつくる

○都市とみどりの共存
○自然資源の利用の推進
○生物多様性の保全

＜ポイント＞
・近年、都市化に伴う問題として顕著なヒートアイランド対策について、緑化の視点を踏まえて推進。
・茨木市のみどりの特徴である「まちの緑（公園・緑地・河川）」、「里地・里山・農地」、「市域全体の生物多様性」の保全、創造、活用について推進。
・「みどり」については、緑の基本計画の改訂もあわせて検討されていることから、環境基本計画では、「都市とみどりとの共存」や「自然資源の利用の推進」、「生物多様性の保全」の観点から検討を行う。

### ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

○省エネルギーの実践及び普及啓発
○再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
○低炭素な暮らしや事業活動の推進

＜ポイント＞
・基本的には、茨木市地球温暖化対策実行計画の内容を反映するとともに、国の動向や、この間の市の施策の現状と課題を反映。
・市民、事業者、市の省エネルギー、再生可能エネルギーに関する取組の推進について、引き続き実施する。
・平成25年度からスタートしたプラットホームの取組について記載。
・低炭素建築物やエネルギーを無駄にしないまちづくり（スマートコミュニティ）、交通（エコドライブ、公共交通機関の利用促進）等の視点については関連計画と整合性を図る。

### きちんと分別で資源の循環をすすめる

○減量化の推進
○再資源化の推進
○適正処理の推進

＜ポイント＞
・これまでの「減量化」および「再資源化」の取組は引き続き継続する。
・家庭系ごみについては「包装廃棄物、生ごみ」の減量化、事業系ごみについては「紙類、食品廃棄物」の再資源化を重点的に実施。
・さらなる分別品目の検討、ごみ処理施設の適正な運用などへの対応について反映。
・平成26年度から策定予定の「一般廃棄物基本処理計画」における検討を出来るだけ反映させる。

**環境意識・環境教育・環境行動**

## 環境像

環境基本計画（いばらき）

～心がけから行動へ　みんなで創る環境にやさしいまち～